

使用開始日 2025年5月31日

投資信託説明書(交付目論見書)

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲー 豪ドル建て短期債券ファンド 豪ドル・コース (愛称:豪ドルポケット)

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託/追加型

※この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
UBS Management (Cayman) Limited

- 管理会社 [ファンドの資産の運用および管理業務を行う者]
UBS マネジメント(ケイマン)リミテッド
- 受託会社 [ファンドの受託業務を行う者]
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド

EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ファンドの名称は、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) III-豪ドル建て短期債券ファンド」であり、コースを「豪ドル・コース」と表記しています。
- 豪ドル・コースは、豪ドルにより表示されます。以下、かかるコースの表示通貨を「基準通貨」といいます。

〈ファンドの関係法人〉

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	UBS マネジメント(ケイマン) リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しを行います。
受託会社	エリアン・トラスティ(ケイマン) リミテッド ファンドの受託業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社／保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を行います。
投資運用会社	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) リミテッド ファンドの資産運用業務を行います。
管理会社代行サービス会社	大和アセットマネジメント株式会社 ファンドの管理会社代行サービス業務を行います。
日本における販売会社	日本における販売会社につきましては管理会社代行サービス会社(ホームページアドレス: https://www.daiwa-am.co.jp/)までご照会下さい。 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
代行協会員	UBS証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

〈管理会社の概要〉

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。

(ii) 事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

(iii) 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2025年3月末日現在、735,000米ドル(約10,990万円)です。

(注)米ドルの円換算は、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.52円)によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(iv) 会社の沿革

2000年1月4日設立

- この交付目論見書により行う「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) III-豪ドル建て短期債券ファンド」(以下、「ファンド」といいます。)(「豪ドル・コース」の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2025年5月30日に関東財務局長に提出しております。
- 請求目論見書は、投資者の請求により日本における販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的



豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券等に投資することにより、高い流動性を保ちつつ、収益を確保することを目指します。

ファンドの特色



1 優良な固定利付債券および変動利付債券等に投資します。

購入時に、債券は長期格付で投資適格相当以上(S&Pグローバル・レーティング(以下、「S&P」といいます。)でBBB-以上、ムーディーズ(以下、「Moody's」といいます。)でBaa3以上、およびフィッチ・レーティングス(以下、「Fitch」といいます。)でBBB-以上)、短期金融商品は短期格付でS&PでA-2以上、Moody'sでP-2以上、およびFitchでF2以上のうちの一つが付与されている投資対象に対してのみ、投資が行われます。

3社で異なる格付が付与されている場合、最も高い格付を参照し、投資適格相当かを決定します。

投資対象が格付を付与されていない場合においては、同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができます。

コマーシャル・ペーパー、譲渡性定期預金、政府債券などを含む短期金融商品に投資を行うことがあります。

2 原則として、ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内とします。

修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を表す指標です。一般的にこの値が長いほど、金利が変動したときの債券価格(ブレ幅)が大きくなります。単位は「年」で表示されます。ファンドは、組み入れるポートフォリオの修正デュレーションを1年以内とします。

3 豪ドル建ての投資対象に投資を行います。

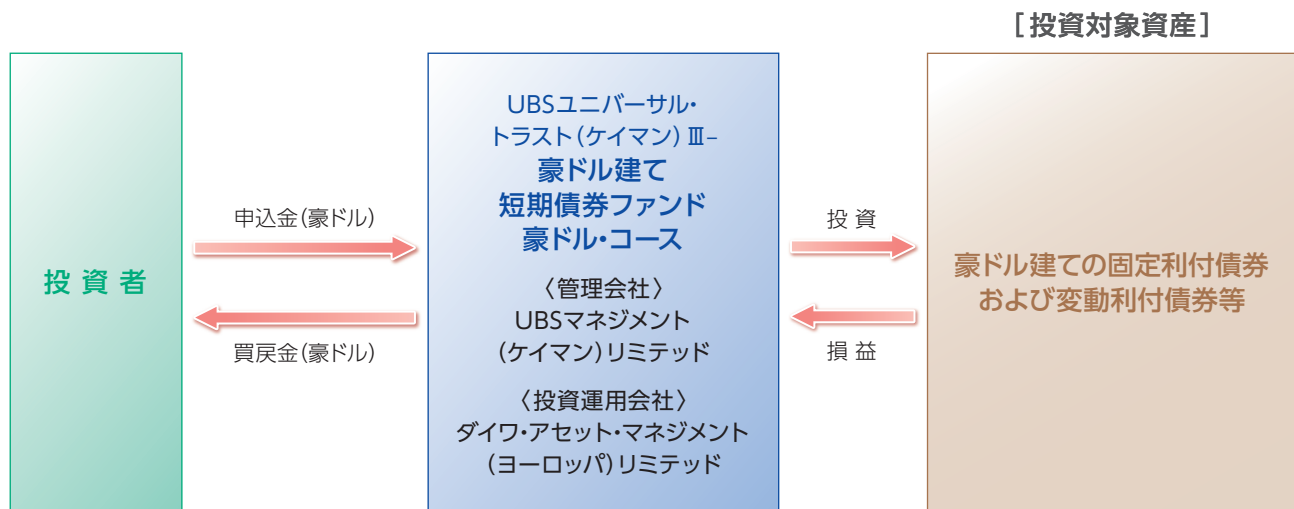
[分配方針]

- 原則として分配は行わない予定です。

*資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドのしくみ



主な投資制限

- 借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。
- いかなる株式にも投資を行いません。

投資運用会社について




ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの概要

- 1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立された、大和アセットマネジメント株式会社の子会社である資産運用会社です。
- 大和アセットマネジメント株式会社は、1959年から営業している日本最大規模の資産運用会社としてさまざまな資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

基準価額(受益証券1口当たり純資産価格)の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 <p>公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</p>	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>組入資産である公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p>
 <p>為替変動リスク</p>	<p>ファンドは、豪ドル建ての投資対象債券に投資するため、豪ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて豪ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p>
 <p>カントリー・リスク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>換金(買戻し)資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

その他の留意点

- ファンドの受益証券の基準価額は、基準通貨建てにより表示されるため、豪ドル・コースに円貨から投資した場合、円貨換算した基準価額は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

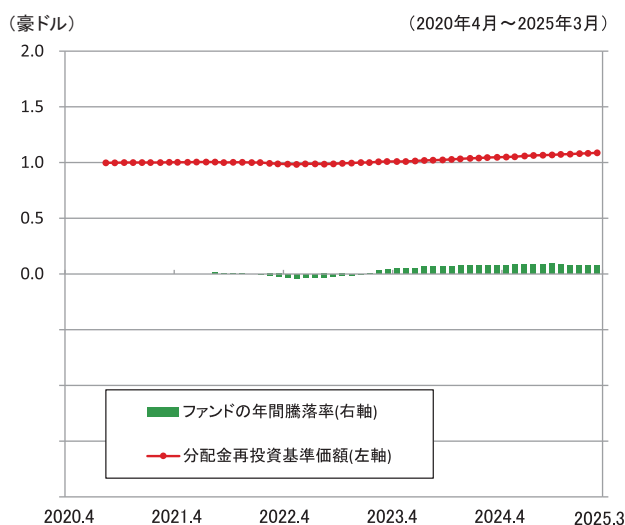
リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

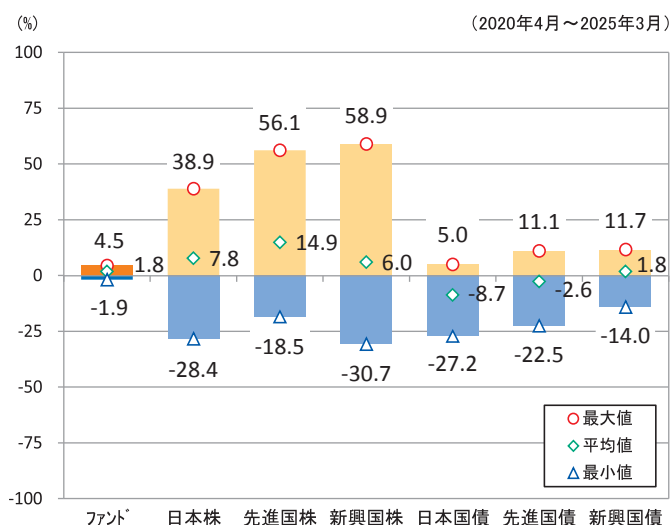
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※豪ドル・コースの年間騰落率は、基準通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

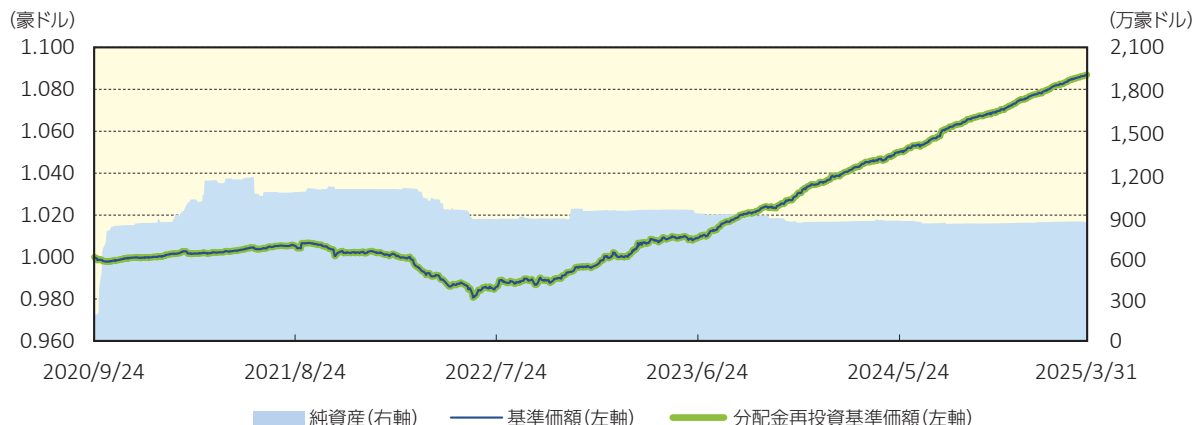
〈各資産クラスの指数について〉

- 日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (豪ドルベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)
- 日本国債：FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)
- 先進国債：FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)
- 新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の各指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (豪ドルベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックスをFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

基準価額および純資産の推移



※これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は基準価額と等しくなります。

分配の推移

該当事項はありません。

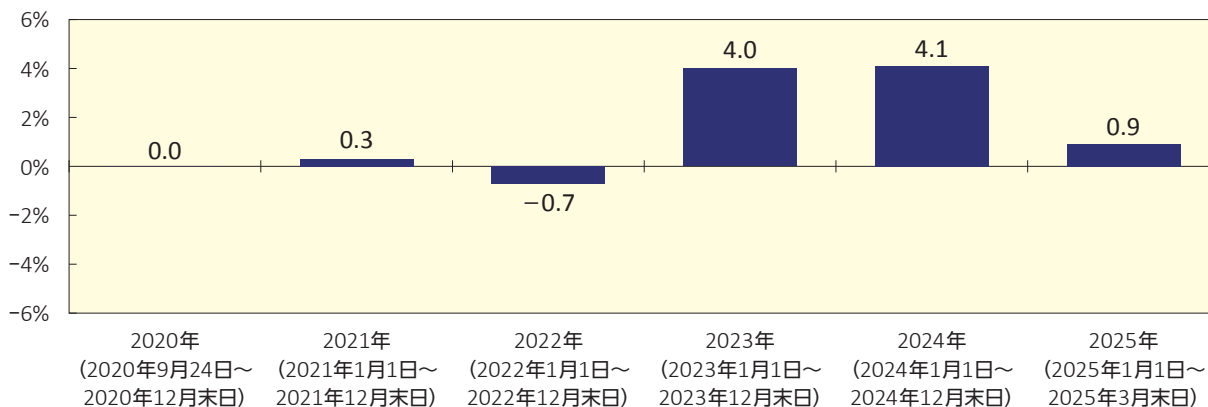
主要な資産の状況

(2025年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(豪ドル)	投資比率(%)
社債	オーストラリア	3,609,919.62	42.4
	ドイツ	747,078.58	8.8
	英国	651,066.00	7.7
	フランス	547,475.50	6.4
	スイス	346,199.00	4.1
	オランダ	342,772.50	4.0
	ニュージーランド	250,210.00	2.9
	その他	499,998.04	5.9
現預金・その他の資産(負債控除後)		1,516,083.46	17.8
合計 (純資産総額)		8,510,802.70 (約800百万円)	100.0

(注)豪ドルの円貨換算は、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=93.97円)によります。

収益率の推移(暦年ベース)



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2025年については3月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2020年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

お申込みメモ



購入単位	1口以上0.01口単位、または1豪ドル以上1豪ドル・セント単位 *ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
購入価額	各取引日*に適用される基準価額 *「取引日」とはファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
購入代金	豪ドル貨により、国内約定日*から起算して3国内営業日目までに申込金額を支払うものとします。日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いを投資者に依頼する場合があります。 *「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。 (注)円貨での申込みも可能です。この場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。
申込締切時間	原則として各取引日の午後3時(日本時間)またはそれ以前の時間で日本における販売会社が別途定める時までとします。
購入の申込期間	2025年3月1日(土曜日)から2025年8月22日(金曜日)まで。
換金(買戻し)単位	1口以上0.01口単位 *ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)価額	買戻日*に適用される基準価額 ※「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。
換金(買戻し)代金	通常、国内約定日から起算して3国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、豪ドル貨により支払われます。 (注)日本における販売会社が応じ得る場合は、円貨での支払いも可能です。この場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。
換金(買戻し)の申込締切時間	原則として各買戻日の午後3時(日本時間)またはそれ以前の時間で日本における販売会社が別途定める時までとします。
換金(買戻し)制限	受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるとするファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止および取消し	受託会社は、純資産総額の決定を停止する状況が発生した場合、ファンド障害事由が発生した場合、または、管理会社と協議の上、以下の事由が発生した場合、受益証券の発行(申込み)および買戻しを停止することができます。 ① いくつかの投資対象債券が上場および/または取引されているいずれかの取引所が閉鎖、または取引が制限されている場合 ② 受託会社の判断により、ファンドの資産の一部または全ての処分ができない場合、または当該処分の手取金の送金を合理的な方法で行うことができない場合、もしくは当該処分が受益者の最善の利益にかなわない可能性がある場合 ③ 受託会社の判断により、国際的な政治および経済環境の変化ならびに取引対象国の投資政策の変更を含むがこれらに制限されない事情により、ファンドの純資産総額を合理的または公正な方法により算出できない場合 ④ 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、疫病または天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合 ⑤ 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合
ファンド営業日	ニューヨーク、ロンドン、シドニーおよび東京の銀行が通常の営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。
設定日	2020年9月24日

信託期間	2020年9月24日～2025年8月29日 管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を行う場合があります。
繰上償還 (ファンドの終了)	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかるとの通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかるとの通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 6. ファンドに関する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買戻されます。 (i) いずれかの評価日*の豪ドル・コースの受益証券に帰属する純資産総額が、1,000,000豪ドルまたはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合 (ii) 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合 *「評価日」とは、ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
計算期間末	毎年8月31日
収益分配	原則として分配は行わない予定です。
純資産総額の上限	上限50億豪ドル 管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により上記の金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づき取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
換金(買戻し)手数料	ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの資産から支払われる管理報酬等およびその他の費用・手数料の総報酬は、次の通りです。
原則として、純資産総額の**年率0.90%以内**とします。
(注)今後この数値は見直される場合があります。

管理報酬等	内訳	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料(年率は純資産総額に対する割合)
		報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理会社報酬等の支払い代行業務	年率0.12% ^{*1}
		管理会社報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル
		受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間10,000米ドル
		管理会社代行サービス会社報酬	管理会社代行サービス会社	ファンドの管理会社代行サービス業務	年率0.01%
		投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドの資産運用業務	年率0.30%以内
		代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%
		管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07%(上限) ^{*2}
		保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.03%
		販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理	年率0.30%以内
その他の費用・手数料	ファンドの継続的管理および運営に関連して、管理会社、受託会社、報酬代行会社、代行協会員、管理事務代行会社、保管会社、日本における販売会社が負担した費用のうち、一定の費用(設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等)について、ファンドの信託財産から支払われます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。				

※1 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.12%の報酬代行会社報酬から支弁されます。

※2 管理事務代行報酬は、ファンドの純資産価格の①5億米ドル以下に対して年率0.07%、②5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、③10億米ドル超に対して年率0.05%となります。また、管理事務代行報酬は最低月間3,750米ドルです。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

税金

〈個人投資者の税制〉

- 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
- 受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく差益は、個人受益者について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

〈法人投資者の税制〉

- 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)

上記は、2025年3月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。